

放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第38条第3項の規定により、放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

(修得単位の認定科目)

第2条 修得単位の認定は、本学が指定する放送大学の授業科目に限り行うことができる。

(単位認定の申請)

第3条 放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定を受けようとする学生は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 放送大学との単位互換協定に基づく修得単位認定申請書（別記様式1）
- (2) 放送大学発行の成績通知書

(単位の認定)

第4条 放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定は、学長がこれを行う。

- 2 前項により認定された単位は、学則第48条第1項に定める単位に算入するものとする。
- 3 学長は、第1項の認定を行った場合は、教授会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定対象とする科目及びその履修、認定の手続き等に関する事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式1

放送大学との単位互換協定に基づく修得単位認定申請書

平成 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

平成 年度入学 学科(専攻)
学籍番号
氏 名 印

私は、下記のとおり放送大学授業科目の修得単位の認定を受けたいので、放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定に関する規程第3条の規定により、必要書類を添えて申請します。

記

修得科目名	単位数
(卒業要件に含まれる科目)	
(卒業要件に含まれない科目)	

添付書類

放送大学発行の成績通知書